

收受年月日	議長	事務局長	書記
5.8.1			
第 47 号			

令和 5 年 8 月 1 日

埴町議会議長 割貝 寿一 様



総務常任委員会委員長 下 重 義 人



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件 マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について

2 調査の経緯

本委員会は、マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について、担当課長及び職員からの聞き取り調査を行った。

調 査 日：令和 5 年 7 月 18 日 (火)

出席委員：下重義人、吉村守広、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、菊地哲也、鈴木孝則

説明員：総務課長、企画情報係長、企画情報係主査、町民課長、課長補佐兼課税係長兼収納係長、住民係長

職務出席者：議会事務局長、書記

場 所：委員会室、

3 調査の結果

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された IC チップ付きのカードで氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真が記載され身分証明書として利用できるほか、自治体の証明書の発行や確定申告などのサービスに活用できる。

マイナンバー制度は、行政の効率化、利便性の向上、公正公平な社会の実現のため発足した。

マイナンバーカードは本人確認としての利用以外に、保険証としての利用、確定申告、コンビニでの証明書の発行など活用の範囲が広がっている。また、安全面においては、万一紛失した場合は 24 時間 365 日稼働のコールセンターを設置し対応しているとのことであった。

埜町では6月末現在6,389枚交付されていて、交付率は77.96%となっている。

【今後の活用】

令和6年度秋にマイナンバーカードと保険証が一体化となる。また、運転免許証としても使用できる予定。さらに、マイナンバーカード無しでスマートフォンだけで様々なサービスの利用や申し込みができるようになる。

町としての活用方法は、「書かない窓口」、「コンビニ交付サービス」、「引越しワンストップサービス」、「ぴったりサービス」の運用を開始し町民の利便性の向上に取り組む予定。

マイナンバーカードの普及を急ぐあまり、全国的に保険証の紐づけ誤り、公金受取口座誤登録、公金受取口座、マイナポイントの紐づけ誤りが確認されているが、埜町においては、手続き支援をするにあたり職員立会いのもと端末操作を行い、本人確認も徹底しているので誤登録はないとのことであった。また、紐づけ誤りに関する問い合わせもないとのことであった。

マイナンバーカードは行政の効率化、町民の利便性の向上のためにはますます重要になってくると思われる。これからも誤りのないよう事務の徹底を期待するものである。

4 委員報告書

別紙のとおり

収受年月日	委員長	事務局長	書記
5.7.28	下重	様式1	関根

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書 号

令和 5 年 7 月 28 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 吉村 守広

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 5 年 7 月 18 日 (火)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>・マイナンバーとは、日本に住民票がある全員に対して割り当てられた一人一つの 12 桁の個人番号であり、その番号が記載されているのがマイナンバーカードである。IC チップや顔写真のほか住所、生年月日なども記載されている。有効期限は 10 年で、未成年者は 5 年となっている。また、マイナンバーカードの利活用はカード券面の利用や IC チップ空き領域を利用して印鑑登録証やコンビニ交付等に利用される。さらに IC チップには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が搭載されている。これは、e-Tax の確定申告等に利用できたり、マイナポータルやコンビニ交付等に利用される。カードの安全性は、24 時間 365 日稼働のコールセンターが設置されていたり、IC チップにはプライバシー性の高い情報は記録されていず、暗証番号の入力を 3 回以上間違えるとロックされる。交付状況は、今年 6 月末現在で 6, 389 枚、交付率は 77. 96%となっている。</p> <p>今後の活用は、令和 6 年秋に保険証と一体化となり、運転免許証としても使用予定となっている。また今年 8 月から役場窓口で申請書に住所氏名等の記入が必要でなくなり、10 月からはコンビニで住民票等の証明書が取得できるサービスも開始予定となっている。また問題となっている入力ミス等については、窓口で手続支援するにあたり職員立ち合いのもと端末操作し、本人確認も徹底しているから町では、ミスや間違いはないとしている。</p> <p>行政の効率化や利便性の向上、公平公正な社会の実現のためには必要なことだと考える。引き続き窓口においてミスのない手続きの支援を実施して欲しいと思う。</p>		

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.8.1		様式1	
書	号		

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告

令和5年8月1日

議会議長
委員会委員長

様



提出者 藤田 一男

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和5年7月18日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>マイナンバーとは、日本に住民票がある全員に対して割り当てられた、一人一つの12桁の個人番号である。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。マイナンバー制度が発足した目的は、行政の効率化、利便性の向上、公平公正な社会の実現が目的である。特に所得状況などを把握することで、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正給付などを防止。これが一番の目的ではないか。</p> <p>埴町の交付状況は、令和5年1月1日現在、77.96%・6,389人が交付されている。返納した人は一人とのことである。全国では問題も起きているが、問題点を改善し、より使いやすいものとして普及していければと思う。</p>		

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.8 /			
第 号			



調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則		提出年月日	令和5年8月1日
調査等名称	総務常任委員会所管事務調査			
調査等の日時	令和5年7月18日 13:30~	場所	委員会室	
調査等の内容	マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について			
意見感想	<p>担当課 総務課 町民課</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。 マイナンバーとは、日本に住民票がある全員に対して割り当てられた、一人一つの12桁の個人番号です。 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバー制度が発足した目的は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の効率化 情報の照合や入力などにかかる時間の削減 ・利便性の向上 添付書類の削減や行政手続きの簡素化 ・公平公正な社会の実現 <p style="text-align: center;">所得情報等を把握することで、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正給付などを防止</p> <p><input type="checkbox"/>今後の活用については、保険証の一体化、運転免許証としても使用出来る予定となっている。「書かない窓口」「コンビニ交付サービス」「引越しワンストップサービス」町民の利便性向上に取り組むと説明を受けた。</p> <p>マイナンバー制度が目的にそった運用がなされることで、町民の利便性や行政サービス向上につながっていくことに意義があると思われた。</p>			

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5・7・24	下重	様式1	関根

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

令和5年7月22日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 青砥 與蔵

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和5年7月18日(火)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>制度内容、利活用、利用箇所、安全性、搭載情報、交付状況、今後の活用。 〔マイナンバーカードの仕組みと制度〕 〔仕組み〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政の効率化・国民の利便性・公平公正な社会基盤の実現 ② マイナンバーカードとは、日本に住民票がある全員に対して割り当てられた、12行の個人番号カード。 ③ 情報の照合や入力などにかかる時間の削減。 ④ 添付書類の削減ら行政手続きの簡素化。 ⑤ 所得状況などを把握することで、税や社会保障の負担逃れや不正給付などの防止。 <p>〔交付現状〕 現在の交付枚数：6389枚、基準人口：8195人、交付率：77.96。 〔今後の活用〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和6年度より保険証とマイナンバーカードが一体となる。 但し令和7年秋まで延長する。 ② 運転免許証としても使用できる(2024年予定) ③ スマートフォンだけで利用ができる。(2023年5月スタート) ④ 「書かない窓口」「コンビニ交付」「引越しワンストップサービス」「ぴったりサービス」など電子申請サービスができる。 <p>〔不手際〕 保険証・マイナポイント紐づけ誤り、公金受取口座登録間違い。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進国の中でICシステムの利用が遅れている。改革開放 ○多くの町民に周知を願いたい。DXも同時進行 		

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.7.25	様式1		
書	号		

令和5年7月25日

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告

議会議長
委員会委員長 様



提出者 菊地 哲也

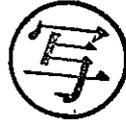
派遣目的 (調査等 名称)	総務委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和5年7月18日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	マイナンバーカードの仕組みと状況及び今後の活用について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>マイナンバー制度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政の効率化 ○利便性の向上 ○公平公正な社会の実現 <p>を目的としている。現時点ではセキュリティの面で信頼が揺らいできている。埴町においては、申請時町民のみで端末操作をすることなく、職員立ち合いのもと端末操作をし、本人確認も徹底していることから、口座の誤登録やマイナポイントの紐づけの誤りはないとしている。交付率は77.96%で近隣町村とほぼ同じ。住民票謄(抄)本、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書がコンビニで習得できるようになる。令和5年10月にサービス開始予定。</p> <p>埴町でもカード交付にはかなりの労力をあてたが、今後言われている、マイナンバーカードの総点検においても、相当量の業務になるのではないかと危惧する。国はマイナンバー制度の制度設計よりもマイナンバーカードの普及を最優先した感が否めない。行政デジタル化のカギを握る重要な制度であり如何に国民の信頼を取り戻すことができるかが重要であると思う。それには、国民への丁寧な説明、政策が必要であると思う。</p>		

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.7.26	書	式1	根
第	号		
令和5年7月25日			

議会議長
委員会委員長 様



提出者 鈴木 孝則

派遣目的 (調査等 名称)	総務委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和5年7月18日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	マイナンバーカードの仕組みと状況および今後の活用について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>マイナンバー制度は行政の効率化(情報の照合や入力などの省力化)、国民の利便性の向上(添付書類の削減や行政手続きの簡素化)、公平公正な社会を実現する社会基盤(所得状況の把握により税や社会保障の負担を不当に免れることや不正給付などを防止)である。</p> <p>マイナカード(紐づけ含む)に反対する理由の一つがワイドショウに代表されるメディアや一部野党が言う「G7 で導入は日本だけ」と言うのがあるが誤りである。そもそもアメリカには税番号はあっても国民皆保険制度がない。フランスでは1998年にカードに社会保障番号を記載し機能を一本化している。反対の理由のもう一つが情報の漏洩への不安というのがあるが多くの人が所有しているクレジットカードの申し込み時に氏名、住所、電話番号、年齢、職業、性別、所得額等々洗いざらい晒しといて何をいまさらの感がある。またマイナカードはフランスとは違いオンラインで資格情報を取り寄せる仕組みでありカードそのものには保険証機能はなくICチップにプライバシー性の高い情報が入っているという誤った思込みが見られるし、ミス連発への抗議やマスコミ報道に感化されての反対の意思表示でカードを返却しても最終的に困るのは本人のみ。</p> <p>税収の確保が一番の目的と思うが保険証の不正使用の防止も重要である。保険証は年20億回ほど使用され、うち500万件が「本人確認」で医療機関へ差し戻しが起きている。資格がない人が友人や第三者から借りての使いまわしや外国人による不正使用も大きな問題になっている。政権批判のツールとなっているようだが最初から完璧な制度などなくシステムや人為的ミスを正しながら確実に進めていくべきである。</p>		